

市 都 政 第128号

平成14年7月12日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

市川市長 千 葉 光 行

三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに関する要望

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、表記の件については、平成13年5月に知事に要望書を提出いたしましたが、その後、一年が経過する中で、県、市それぞれに取り組みを進めてきたところでございます。

県においては、三番瀬の保全再生のために円卓会議が設置され、精力的に会議が進められております。また、5月29日にはなの花県民会議も行徳において開催していただき、直接市民の声を聞いていただきました。

一方、本市においても、行徳臨海部まちづくり懇談会の議論を公開で行い、市民シンポジウムで市民の声を聞きながら、三番瀬と行徳臨海部のまちづくりに関する基本構想案の策定作業を進めております。

また、地元企業との協力による JR 市川塩浜駅周辺のまちづくりの検討、県の協力による塩浜地先の護岸補修、行徳近郊緑地の再整備、石垣場・東浜地区の環境対策など、当面の対応を進めてまいりました。

しかしながら、三番瀬と行徳臨海部には依然として多数の大きな課題が残っております。つきましては、その後の経過を踏まえて、改めて三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに関して、以下の事項を要望いたします。

記

1. 石垣場・東浜地区における下水道処理場計画について

【経緯及び現状】

県では、平成 13 年 12 月、地権者に対して当地において処理場の検討を行なう旨の知事の文書を送り、2 月には意向調査を実施されております。その結果は、条件付きを含めると、大半が処理場建設に協力するというものでした。

一方、本市としては、現状と課題、地域の特性などを考慮しながら、将来土地利用の構想に向けた客観的な整理をしてきました。

しかし、地権者は先の見通しが見えず、不安や不満を募らせています。また、周辺住民は、依然として土ほこり、騒音、振動などの環境問題に悩まされ、一日も早い改善を望んでいます。

【要望事項】

- (1) 将来土地利用を具体的に進めるため、処理場建設の方針を早期に明らかにしていただきたい。
- (2) 地権者及び周辺住民との話し合いの機会を設けるとともに、検討組織を設置することについて検討していただきたい。

2. 旧江戸川の堤防改修と親水水辺整備について

【経過及び現状】

行徳は、かつて常夜燈のある船場を中心に舟運で栄えた歴史のある街です。しかしながら、現在の旧江戸川の堤防は、コンクリートの直立護岸となっており、行徳の歴史や文化はもちろん、景観や親水に対する配慮はまったくない状況です。

また、堤防の老朽化が進み、防災面においてもかなり不安な状況となっています。

一方、下流部の浦安市の一部区間と対岸の東京都は、耐震構造の緩傾斜護岸として整備が進められており、親水性あふれる状況になっています。

そうしたことから、旧江戸川の堤防改修については、千葉県、浦安市、市川市の三者により、沿川の市街地整備と一体となったス・パ・堤防に関する計画づくりを、平成11年度より約3年間かけて進め、既に基本構想案としてまとめられています。

【要望事項】

- (1) 旧江戸川の水辺空間が災害に強く、しかも、うるおいの感じられるものとなるよう、堤防改修を早期に着手していただきたい。

- (2) 特に、旧江戸川のシンボリックな存在となっている常夜燈周辺地区について、モデル事業として早急に進めていただきたい。

3. 塩浜地先の暫定直立護岸の本格的改修と海岸保全区域の変更について

【経緯及び現状】

埋立計画の検討が長引いている間、海岸法に基づく海岸保全区域は、一期埋立前の位置に置かれたままになってきました。また、塩浜地先の直立護岸は、埋立までの暫定的な対応として市が管理をしてきました。

しかし、埋立事業を行わないとした現在、埋立に伴い見直しが行われるはずであった海岸保全区域を、現状に即した形で変更する必要があると考えています。

また、護岸は、老朽化して台風による陥没が生じたため、昨年度、県の助成を得て補修を行ないましたが、依然として地震、高潮等に伴う崩壊の危険があることに変わりはありません。

なお、塩浜における安全な護岸の高さについては、護岸・陸域小委員会における県の試算で、直立護岸の場合8m程度、前浜が設置された場合でも6～7m程度必要であると報告されています。一方、浦安市前面にある県管理の護岸の現状は、7.5～7.8mとなっています。

それに対して、塩浜の護岸の現状は、当初5mで施工されましたが、現在はほとんどの区間で沈下が見られ、多いところでは70cmも沈下していることが分かりました。

従いまして、現状の護岸は、安全な高さに4m近くも足りない状態にあります。現在、市川塩浜駅周辺のまちづくりの検討が進められているところでもあり、市民の生命と財産を守る行政の責任として、市では放置することのできない状況にあると認識しておりますので、県の理解と協力が引き続き必要な状況となっております。

【要望事項】

- (1) 埋立を行わないことを表明した以上、早期に海岸法に基づく海岸保全区域を実態に合った位置に変更していただきたい。
- (2) 県において、早急に本格的な護岸改修事業を進め、管理をしていただきたい。
- (3) 埋立を前提として暫定的に市が管理してきた直立護岸について、埋立を行わないと決めた以上、県が管理をしていただきたい。
- (4) 当面の対応として、高さ不足を補う措置を進めていただきたい。

4. 里山・里海公園の整備について

【経過及び現状】

当初の二期埋立計画及び見直し計画においては、海との触れあいの場を確保するため、海へのパブリック・アクセスとして、人工海浜と一体となった公園緑地を確保するとされてきました。その後、昨年9月26日に知事が埋立を行わないことを明らかにされた際、下水道処理場、第二東京湾岸道路、街づくり支援用地については代替方針を示されましたが、公園緑地と漁港については、触れられませんでした。従って、市としては、それらは海の再生計画の中で検討されるものと認識しています。

また、海を管理し、市民が自然に親しめる海辺とするためには、海浜・干潟と一体となって、緑地、休憩施設、利便施設、駐車場等を配置した海浜公園等の整備が必要であると考えられます。

一方、市川市と船橋市にまたがる大柏・藤原地区には、貴重な自然環境の残る都市緑地があり、県では、この地区の約23.3haを雑木林と農業を活かした県立葛南広域公園として整備を行うことを、県の総合計画に既に位置づけています。

従って、この県立葛南広域公園を里山とし、塩浜地先の海浜公園を里海として連携を持たせた公園構想をまとめ、整備する必要があります。

【要望事項】

- (1) 県の総合計画に葛南広域公園として位置づけられている「大柏・藤原ゾーン」と、海域環境やまちづくりについて、多方面において検討が進められている「三番瀬ゾーン」を併せて、「里山・里海公園」とし、新たな県立広域公園として位置づけていただきたい。
- (2) 特に里海公園については、海の再生、護岸の改修と合わせて、公園緑地用地を確保していただき、県立公園として早期に事業化を進めていただきたい。

5. 三番瀬の海辺を自然環境学習及び研究の場とすることについて

【経緯及び現況】

三番瀬は、東京湾奥部に残された自然の再生・修復を行う、貴重な環境空間です。その海辺については、策定中の基本構想案に「市民が親しめる海辺とする」「自然環

境学習及び研究の場とする」との基本的な方針を盛り込み、実現に向けた検討を行なっているところです。

【要望事項】

- (1) 三番瀬及び行徳近郊緑地特別保全地区を一体として、自然とのふれあいの場、体験の場、環境学習の場とすることについて検討を進めていただきたい。
- (2) また、わが国における浅瀬と干潟の保全再生、あるいは、東京湾全体の環境の保全再生に関する調査、研究を行なう研究機関の設置について検討を進めていただきたい。

6. 行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)の環境整備促進について

【経緯及び現状】

行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)については、県が平成5年に千葉県内陸性湿地再整備検討協議会を設置し、行徳内陸性湿地再整備基本方針及び基本計画を策定して、平成7、8年度に一部、再整備事業が進められました。

市としても、平成11年度から独自に観察路及び観察施設などの整備を行ってきたところです。

ただし、本格的な再整備は依然として進められず、自然環境及び利用環境とも十分な状態ではありません。

【要望事項】

- (1) 基本計画に基づき、内水交換の改善のための千鳥水門及び連絡水路(暗渠)の改修等の本格的な再整備事業を進めていただきたい。
- (2) 同時に、国設鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地とするよう、手続きを早期に進めていただきたい。